

第 19 警報設備

第 19 警報設備（危政令第 21 条）

1 自動火災報知設備【H 元. 3. 22 消防危 24】

危規則第 38 条第 2 項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次による。

- （1）感知器等の設置は、消防法施行規則第 23 条第 4 項から第 9 項までの規定の例によること。
- （2）前記（1）に定めるもののほか、消防法施行規則第 24 条及び第 24 条の 2 の規定の例によること。
- （3）危規則第 38 条第 2 項第 3 号の規定については、消防法施行令第 21 条第 2 項第 3 号のただし書きがないため、天井裏部分については感知器の設置を減免できないものとする。

2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘については、消防法施行令第 24 条第 4 項及び消防法施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例によりこと。